

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第六十七号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)
午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君
大上 司君 島村 一郎君
吉米地英俊君 夏堀源三郎君
宮崎 靖君 宮原幸三郎君
早稻田柳右門君 深澤 義守君
中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長)
大蔵事務官(銀行局長) 大月 高君
行局銀行課長
委員外の出席者

大蔵事務官(管財局副局長) 堀口 定義君
日本開業銀行理事 中村 建城君
日本開業銀行調査 網野 貞雄君
部事業調査課長 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君
専門員

本日の会議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三号)

日本開業銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三八号)
開業銀行令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)
貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)(予)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十七号 昭和二十七年五月十五日

前会に引続き、長期信用銀行法案、貸付信託法案、日本開業銀行法の一部を改正する法律案、開業銀行令の一部を改正する法律案の四法案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。深澤義守君。

○深澤委員 日本開業銀行法の一部を改正する法律案について、まず若干の質問をいたしたいと思ひます。日本開業銀行の創設以来、この銀行界に占める役割というものはまことに重大であると考えられております。この点については、現在銀行界の悪条件のためにオーバー・ローンの状態がかなり深刻になつて、これを解決するために開業銀行が市中銀行の長期資金の肩がわりをするという仕事を、相当やつて来たと思ふのでありますが、この業務はどの程度おやりになつてゐるのか。今後この仕事は開業銀行の業務のうちにおいて、どの程度のウェイトを持たせてやつて行かれるのか。この点を伺つておきたい。

○中村説明員 ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。開業銀行といたしましては、昨年二十六年度中に二回肩がわりをいたしました。第一回はいわゆる買船資金でございまして、これに對して約十億いたしました。第二回は第六次造船のあとを分する一部肩がわりいたしました約二十億、合せて三十億実施いたしました。さらに本年度電力会社の設備資金のうち、市中金融機関の重荷になつてゐる分約二十六億、これは全部手続が完了いたしました。りませんが、大体今月中には全部肩がわりが完了すると思ひます。従いまし

て開業以来累計して、第一回は十億、第二回は二十億、その次は二十六億であります。さらに本年度の資金計画上は、五十億の肩がわりを期待してありますが、これは今から五十億と定めてもよろしく情勢がかわりますから、まづ資金の現実の量とに合わせまして、適当にやろうかと思つております。ただいまのところは二十年度五十億ということを予定いたしております。

○深澤委員 オーバー・ローンの解消のために、この肩がわり融資というところが、開業銀行に課された相当大きな任務だといふぐあいになってゐるのではありませんが、今後この問題について銀行局としてはどういふ見通しを持つておられるのか。この点を銀行局長にお伺ひしたい。

○河野(通)政府委員 数字的には今中村さんから御説明申し上げた通りであります。お話のように、開業銀行が市中における長期の貸出しを肩がわりして行くことによつて、市中銀行の資産の構成を大體正常化して行くといふことのために寄与するところが、開業銀行に課せられた使命の一つであることは御承知の通りであります。しかしながら何分にも新規の開業資金と申しますか、設備資金と申しますか、そういういたものに對する需要も、御承知のように

なか／＼旺盛であるわけでありまして、一方で財政上の都合等もございまして、開業銀行の資金というものにもおのづから限度があるわけでありまして、もちろんこれは財政の許しを限り、できるだけ多額の資金量を確保することが、現在の銀行界の情勢から見ますと必要とは思ひますが、それにいたしましてもおのづから限度がある。やはり新規のものに對する需要をまづ満たすということが、どうしても必要になつて参るわけでありまして。両々相まつて開業銀行といふものは、その使命の達成に努めて参るわけでありまして、けれども、やはり新規の需要をまづ満たし、そしてさらに余力があればできるだけ、今中村さんから申し上げましたように、金融情勢を見て肩がわりといふことの活用をやつて参りたい、こういうことが私どもの持つておる基本的な方針であります。

○深澤委員 そういたしますと、新規の開業資金ということになります。今国会で電源開業促進法が衆議院は通過をいたしました。参議院もおそらく通過するであらうと思いますが、これに應じて資金が必要なのであります。開業銀行はこの電源開業の資金等について、何らかの準備を持つておられるのか。もしあるとするならば、この電源開業促進法による資金を、どの程度開業銀行がまかなつて行くという方針でありますか。その点をひとつお伺ひしたい。

○河野(通)政府委員 電源開業自体につきましては、これはいろいろな形のやり方があるわけでありまして。御承知のように電力会社自体がやつておりますものもありまして。それから地方の公共団体がこれを行います、いわゆる公共の電力の開業のための資金というものもあります。また各電力会社以外の事業会社が、自家用発電施設を持つて、このための資金もあつてゐます。そのほか今お示しのような、電源開業促進法に基きましてできる新しい機関の開業資金という問題がある。大ざつばにわけますと、今申し上げましたような四つのカテゴリーと申します。これら四つのカテゴリーに對しましては、それ／＼適當な方法で金融の道をつけて参るわけでありまして、市中銀行自体がこれに對して大きな寄与をいたしておられることも、御承知の通りであります。これらの資金源は主として金融債等に仰いでおられることも、御案内の通りであります。また自家開業につきましても、開業銀行ももちろんこの方に相当多額の融資を予定いたしておりますが、これと相並びまして、市中銀行も相当程度出すことになつております。また公営電力の開業につきましては、資金運用部資金等の活用によりまして、いわゆる地方起債の資金運用部による引受という形を通して、これに對して相當な資金も出ております。また一部は公共事業費のうちから支出されておられるわけでありまして。最後の、新しく今度できる予定になつております

なかに、旺盛であるわけでありまして、一方で財政上の都合等もございまして、開業銀行の資金というものにもおのづから限度があるわけでありまして、もちろんこれは財政の許しを限り、できるだけ多額の資金量を確保することが、現在の銀行界の情勢から見ますと必要とは思ひますが、それにいたしましてもおのづから限度がある。やはり新規のものに對する需要をまづ満たすということが、どうしても必要になつて参るわけでありまして。両々相まつて開業銀行といふものは、その使命の達成に努めて参るわけでありまして、けれども、やはり新規の需要をまづ満たし、そしてさらに余力があればできるだけ、今中村さんから申し上げましたように、金融情勢を見て肩がわりといふことの活用をやつて参りたい、こういうことが私どもの持つておる基本的な方針であります。

○深澤委員 そういたしますと、新規の開業資金ということになります。今国会で電源開業促進法が衆議院は通過をいたしました。参議院もおそらく通過するであらうと思いますが、これに應じて資金が必要なのであります。開業銀行はこの電源開業の資金等について、何らかの準備を持つておられるのか。もしあるとするならば、この電源開業促進法による資金を、どの程度開業銀行がまかなつて行くという方針でありますか。その点をひとつお伺ひしたい。

つても、やはり農業にもある程度道を開いておく必要がある。日本の農民には、常に農業はまき子扱いをされているという機運があるのであります。今の銀行局長の、開業銀行は農業に道を開いてないのだということも、依然として日本の政府の金融財政政策は、鉱工業あるいは造船、電力等が中心であつて、農業等はほとんど無視されているというこの具体的な現われでありまして、はなはだそういう点はわれわれは不満の念を持つてゐるのであります。

第二に私は長期信用銀行の問題について伺ひたいのであります。この長期信用銀行の設立であります。政府の基本方針は、従来あるところの銀行を長期信用銀行として切りかえて行く方針をとられてゐるのか、それとも新たに長期信用銀行というものを育成し、設立して行くというところに重点があるのか、その指導方針はどこにあるのか。その点をひとつお聞きしたい。

○河野(通)政府委員 長期信用銀行法案についての御質問にお答え申し上げます。前に、開業銀行法についての御質問にお答えいたしましたと思ひます。この問題はいろいろ御意見は十分拝聴はいたしましたと思ひますが、私が先ほど御説明申し上げましたところは、開業銀行の第一の目的は、農業の開業といつたようなことを除外いたしておらぬのです。法律上は除外してはおらぬのであつて、それはそれが非常に必要になつて来れば、もちろんこの法律の中に入るのだということを申し上げたのであります。現にこれは農業自体ではございませんが、農林関係

といつたようなもののうちで、漁業関係にはある程度資金は出ておるのであります。ちよつと私の答弁をお聞き違ひになつておられるかと思ひますので、訂正をさせていただきますと思ひます。

それから長期信用銀行の今後の免許方針と申しますか、そういった点につきましては、まだ法案も実は通過いたしておりませんし、施行もこの秋ごろになると思ひますので、その間にできるだけ各当事者の御意見と御希望の点を十分伺つて、原則としては当事者の自主的な判断をできるだけ尊重して行くという方針をとつて参りたい。だから一部におきましては、既存の銀行がそのままなるものもありましよう。また新しく新設されるものが出て参ります場合もある。両者があるわけでありまして、私は既存の銀行を転換するといふことだけを考へておるわけではございません。ただそれでは何行くらゐる免許するつもりかといふことであります。この点につきましてはたび／＼他の委員の御質問にお答えいたしましたのであります。長期信用銀行といふものの特殊性から見まして、そうやたらに普通の預金銀行のように数多くはこれに認めがたいので、一行とは限りませんが、数行程度を認めて行くのが適当であらうというふうな考へております。

○深澤委員 既存の銀行を認めた場合におきましては、既存の銀行の業務の短期資金に関する貸出しの制限が行われるのでありますから、既存の銀行を長期信用銀行に切りかえるといふことは、私ははなはだこれは困難な関係が生ずると思ひます。従来短期

資金の結びつきが相当ありますので、それをただちに制限をいたしまして、この長期信用業務だけをやつて行くといふことになると、非常に困難になると私は思ひます。従つて勢ひ長期信用銀行としての性格を持つた、新しいものを設立して行かなければならぬという結論に、私はなると思ひます。そういう点についてどうも政府の指導方針は非常にいいまいであります。結局大蔵大臣が免許するのでありますから、大蔵省の方針といふものが明確になつていなければ、準備期間をある程度認めましても、新たに設立することが政府の方針なのか、あるいは既存の銀行が一面において短期資金の業務を扱いながら、長期信用銀行として切りかえて行くといふことを考へてゐるものも、私はあると思ひます。その点を明確に私は政府自身が方針を持つておられる必要があると思ひます。お伺ひをしてゐるのであります。今の銀行局長の方針ではまことにあいまいであります。それから、重点を新設したという方向に持つて行くのか、それとも切りかえといふことでやつて行くのか、どちらに重点が置かれてゐるかという程度のことをお伺ひしたい。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げましたところで、はつきりいたしておると思ひます。既存の銀行の長期銀行へ転換するものもあり、新しくできるものもある。どちらに重点を置くかといふことは今考へておりません。

○深澤委員 まあそういうことになりますれば、当りさわりがなくて、まことにいいのであります。その点はそ

の程度にしておきます。そこでもう一つお伺ひしたいのは、不動産担保の長期金融の問題であります。不動産担保といふ問題は、今非常に大きな問題になつてゐると私は思ひます。特に農地の関係につきましては、これは農地法によりまして、農地の担保金融はこれを禁止されてゐるのであります。この農地の担保金融の禁止を解除する準備が政府にはおありになるのか。その点をひとつお伺ひしたい。

○河野(通)政府委員 私からお答え申し上げます。農地が担保力を持つようになりますれば、金融の立場からいいますれば、金融が付きやすくなるということ、御指摘の通り事実であらうと思ひます。しかしこの問題は、先ほど申し上げましたように、農地制度自体の根本の問題になるわけでありまして、この点については、まだ私から申し上げられる段階になつておらぬ、こういうことでお答え申し上げたのであります。

○深澤委員 この長期信用銀行法案の施行と同時に、農林中金並びに商工中央金庫等の債券発行の限度を、拡張することになつてゐるのであります。そういたしますと、農林中央金庫、並びに商工組合中央金庫等が、長期信用銀行の性格を帯びるような方向へ持つて行くとする意図によつて、この改正をされるのかどうか。その点をひとつお伺ひしたい。

もし問題となつたとして、一体農地をどうするかといふことの討議が行われ、あるいは農林省方面との打合せも行われているのじやないかと私は思ひますが、そういういきさつがございましたら、そのいきさつをお聞かせ願ひたい、こういうわけでありまして。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、農地制度の根本的な問題にも触れる点でございます。私も事務当局として、これに對する見解を披瀝いたします段階にまだ来ておらぬ、こういうことを申し上げたわけでありま。農地が担保力を持つようになりますれば、金融の立場からいいますれば、金融が付きやすくなるということ、御指摘の通り事実であらうと思ひます。しかしこの問題は、先ほど申し上げましたように、農地制度自体の根本の問題になるわけでありまして、この点については、まだ私から申し上げられる段階になつておらぬ、こういうことでお答え申し上げたのであります。

○河野(通)政府委員 農林中金、商工中金も現在債券発行法によつて大體自己資本の二十倍、もちろんこれは預金も含めていいことになつておりますが、大體二十倍までは債券を発行できることになつてゐるわけでありま。

これを債券発行法が廃止されるに伴いまして、長期信用銀行と大体同じ程度の限度まで、債券を発行できるようにしたのであります。農林中金及び商工中金が債券を発行して調達した資金は、農林中金なり商工中金の目的に沿うように運用されるわけであります。この点については従来とかわりません。ただその資金源を確保するためにこの改正をいたしたわけであります。長期信用銀行と同じことを農林中金なり商工中金がやるわけではありません。それ／＼の目的に従つて運用がなされるものと、かように御承知願います。

○深澤委員 私はまだちよつと復金の問題について伺いたいことがあるのであります。昨日開発銀行の理事の方から、償却資産の問題がちよつと御答弁にあつたのであります。が、われ／＼の聞くとところによると、二十六年末に約五十八億ばかりの要償却資金があるというやうなことが、ある雑誌に出ておるのであります。その点は開発銀行の当局者としては、どういふぐあいにお考えになっておりますか。そういう調査ができておりますかどうか。その点をひとつ伺いたい。

○中村説明員 復興金融庫の事務を引継ぎましたときに、不良債権がどれくらいあるかというところは、事務引継ぎを受けておりませんので、復金自体はそれを調べて発表したことではないと思つております。しかしながら私どもといたしましては、やはりある程度債権の分類をいたしまして、問題なく元利ともに入るもの、多少遅れても入るものとか、あるいは多少担保の処分には担保も十分なぬものとか、あるいは担保も十分なぬものとか、場合によると

とれぬかもしれないというこの調べをいたしたいと思つております。いまはその緒についておりませんが、それを調べまして、大体見当がつきますれば、何分にも七千件、しかも直接貸しは一部でございますが、代理貸しといひまして、あるいは勧銀とか興銀とかを使つておるものがなか／＼多いのでございまして、これをまとめますのはなか／＼たいへんな仕事でございますが、漸次なるべく見通しをつけまして確定したいと思つております。一部雑誌に出ております五十億とかなんとかいふ数字は、どういふところから出たか知りませんが、公のものとして発表したことではないと思つております。

○深澤委員 その点は現在整理の過程で非常に困難されていると思うのであります。先般国会に出された会計検査院の昭和二十五年年度の決算報告を見ますと、復金の債権の保全のために非常に不手ぎわをやつたということが、二億何百万円あるということが指摘されているのであります。あれはそれら終戦後のどさくさに、復金の金というものは借り得たというので借りた人々が多数ありまして、その返済がはなはだ困難な状態になつて、その整理が非常に困難な状態にあるというところを、われ／＼は想像するのであります。が、あれはそういう困難な事情を表現する一つの資料ではないかと考えておるのであります。会計検査院は債権保全の手続を怠つておつたということを指摘しておるのであります。ああいう事態が他にたくさんありますかどうか、その点をひとつ伺いたい。

○中村説明員 会計検査院の批難を受けた事実は、大体におきまして、担保の優先を市中銀行が先にとつたといふのが多いと思つております。これはそれだけ考えますと、いかにも復興金融庫が怠慢であつて、市中銀行がすばやかつたといふように考えられますが、分解してみますと、復興金融庫は主として設備資金を貸しまして、運転資金は市中に求めるところが設備の方が先でありまして、復金の貸付が先でありまして、従つて第一次の抵当権をつけるべきでありますけれども、その設備ができてしまつた。設備ができれば運転資金の必要が起る。その運転資金を市中銀行に求める。市中銀行といたしましてはやはり第一順位を要求する。その場合に、復金と市中銀行とが互いに争う場合に、復金の方は、貸しますとあとは接近がなくなるのであります。ところが市中銀行は運転資金だから始終接触している。そうすればどうしても市中銀行の方へつくとこのやうな、人情のしからしむるところであります。それを批難されているのが多いのであります。その点は私は一概に復興金融庫のやり方が悪いとも思つておりませんが、開発銀行になりましてから、必ず第一順位をつけるまでは全部の金は渡さぬといふうちに、私はが／＼ちよつちよつとしております。しかしながらそれもういふうに徹底して運転資金の道がつかなければ、設備資金も行き悩むので、その辺のところは関係機関ともよく協調いたしまして、争いのないやうに処理いたして行くようにしております。

○深澤委員 復金の金を借り入れました当時は、会社が存続をいたしておつたのであります。その後においてその会社が消滅をしてしまつたという問題で、債権確保がはなはだ困難であるといふやうな事情のものが、私は相当あると思つております。そういうもののはどの程度ございしますか、お伺いしたい。

○中村説明員 数字的に申し上げる用意はございませんが、相当ございします。正確に何万件といふことは申し上げられませんが、相当さういふ実態もあるものと思ひます。

○深澤委員 これは数字的に明確にお答えは困難だろふと思つております。が、復金の金といふものは、例の昭電事件がございまして天下の耳目を聳動いたしまして、相当に整理の問題について、回収不能のものが出るであらうといふやうな予想をわれ／＼が持つてゐるし、またわれ／＼も具体的に、またたく返済の能力のない事情にあるものも知つておるのであります。先般からの御答弁によりまして、大したことなくやれるといふやうな非常に楽観的な答弁を得ておるのであります。一体復興金融庫の融資といふものが全部回収できるのかどうか、どの程度結局回収できないといふやうな事情にあるのか、大体その見通しを、大ざつばなことではよろしいのでありますから、この際お伺いいたしておきたいと思つてあります。

○中村説明員 市中銀行につきまして、ただいま税法上期末残高の千分の七、それから利益金の三五％というものが、債権償却の認容限度となつておりますので、おそらく復金の場合には、この限度よりよほど内輪に納まるのではないかとはいへないことは考へております。が、何％といふことは、ただいま申し上げたやうに調べておりませんので、はつきりこれは申し上げられなと思ひます。

○佐藤委員長 夏堀源三郎君。

○夏堀委員 開発銀行と長期信用銀行と両方に関連した事項について二、三質問いたします。過般の新聞に長期信用銀行の運営及び財産の上において大丈夫だ、見通しがついた、こういう記事がちよつと見えておりました。そこで大丈夫だといふことはたいへんけつ／＼な話だが、どの程度大丈夫だか。私どもの考えるところでは開発銀行の業務目的と、長期信用銀行のそれと、大体同一な点はある。そこで一方は税の面において免税といふことになつてゐる。そうしてなお一方は政府の資金を借りてゐる。一方は七分五厘程度の、一般銀行としての相当な利回りの証券でもつて金を確保しなければならぬ。そうなりますと、競争の立場において非常に不利ではないか。但し開発銀行は、開発銀行の運営の場合、政府がこれを強く監督するといふ立場に置かれてあるだろふと私は思ひます。そうなりますと、その運営の上においてさうかつてにはさせぬぞ、こうなれば政府が大体の方針をきめて、銀行当局にその運営の方法はまかせるといふやうなことを、この前大蔵大臣が答弁したことも記憶しております。競争の立場においてやらせるといふことになれば、今申し上げたやうな事情によつて、自主性とは行かなくても、積極性にこれを持つて行つたならば、信用銀行は太刀打ちはできないのじやないか、こゝ常識的に考えられるわけでありまして、そこで開発銀行が貸出しをする場合に、政府がこれに対してこれを何か閣議で決定するといふやうなこ

とであるが、その内容はどの程度のものであるか、それをまずお伺いしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 開発銀行と長期信用銀行とは、お互いに性格を異にいたしてありますので、両者が競争するということにはならぬと思ひます。またそうあつてはならない。開発銀行法の何条でしたかちよつと記憶いたしません、開発銀行自体は政府機関としてできたのでありまして、長期資金に對する市中の金融機関が、十分その需要に應じ得ないところを補充して行くというのが、開発銀行の目的であります。従ひまして市中の銀行で資金のつくものは貸すべきものではないし、また現にそれは貸してあります。しかしながら現在のところでは、開発銀行の資金も含めて長期資金の源というものは、非常に実需要に對して少いのでありますから、競争して両者が貸出しを争うといつたようなことは現実の問題としても起りませんし、逆の場合がむしろ起るのであつて、どつちかといへば両方へ押しつける。むしろ市中銀行はできるだけ開発銀行の方でやつてもらふようにというようにことがむしろ現実の事態でございます。

利益金は全部国庫に納付するという制度にこの新しい改正案でなるわけでありませう。そういったと、非常に資金コストが安いから、その点で非常に有利になるといつたようなことではないのでありまして、利益はすべて国庫に納付せしめるといふ制度によりまして、政府機関たる長期信用銀行の性格をはつきりしておるわけでありませう。その面からいたしまして、税法上の特別な優遇があるといつたような結果にはならぬと思ひます。

なお最後のお尋ねの、政府が閣議でもつてきめておられますのは、政府資金全体として日本の産業、交通、そういったことを復興発展させますために、政府資金の運用としてどうしても政府資金をつけて行かなければならぬ、その資金をつけても、その資金を確保してやらなければならぬといつたような業種の中で、さらに具体的な設備を列挙してあるものを閣議でつくつております。これは具体的な閣議の了解といふことでございまして、閣議の了解といふことでは原案は経済安定本部でこれをつくつております。総合官庁たる経済安定本部でつくつておりますが、もちろんそれに大蔵省その他の各関係省も関係いたしております。その原案に基いて閣議の了解ができておるものがあります。その中には相当広汎な業種、しかもその業種の中に具体的な設備、たとえば鉄鋼業なら鉄鋼業の中で圧延施設とか、そういったことを列挙いたしておられます。但し金額については別にこれを書いてないのであります。これらの政府の重点を置いております基本的施設を開発銀行に参考として渡しまして、開発銀行はこの政府の基本

的な計画に順應して金融をして行く。具体的にはそのリストの中に載つておりますものであつても、どの程度の金額をその方へ出すかといふことは、これは開発銀行自体が自主的に判断をして行く、こういうふうな建前になつておるのであります。

○夏堀委員 ところが、全然両銀行の性格がかわつておると、こうおつしやるけれども、たとえば一番大きな肩がわりという問題、これも両方同じだ、長期資金を出すということも両方同じです。この二つの問題をとりえてみて、全然性格が違つておるといふことは、ないと思ひます。これはしかし別に議論をするわけではありませうから、これだけにしておきますが、ただ長期信用銀行に對する趣旨には私は賛成である。ただその運営の上において、昨日小山氏からも御質問があつたように、それが、いろ／＼なまだ未定な問題をとりえて、御答弁になつたようでありまして、けれども、未定は現実の問題としてそのようになればよろしいのです。が、ともに未定の問題ですから、こうした問題も相当検討しなければならぬだらう、こう思ふのであります。せつかく大蔵省で立案して、こうした長期資金をつくる面において、地方銀行はなるだけ商業銀行としてのあり方であつてほしいといふことは、たいへんけつこうな話である。その通り行けばたいへんよろしいが、その通り行かぬおそれもあるじやないかといふことで、こう申し上げておる次第であります。

そこで開発銀行は、この前に私委員長をやつておるときに、これはまだ開発銀行のことが話題になつておらぬときですが、GHQのアリソン氏の方から

開発銀行のことで話があつたことがある。これが今深澤さんの質問と関連を持つて参るのですが、開発銀行はぜひあつてほしいのだが、今のところでは重点産業に片寄つておるといふ運営の方法である。これもやむを得ないことでありませう。その当時私の考えたことは、開発銀行は北海道とか東北とか、あるいはその他の未開発の地区の開発的な使命を持つて生れることがたいへん望ましい、こういうことを申し上げ、また考えたこともあつたのであります。その後開発銀行が発足するといふことになつたので、たいへんけつこうな話だ。あの当時は占領下ですから、アリソン氏といろ／＼話合ひの上で、未開発の地を開発するといふ使命をもつて発足するだらうな、こういう期待を持つておつたのであります。ところがあつてみるとそうじやなくして、けつこうな話ですけれども資金量がないから、それは出ないのだといふお話なんです、やむを得ないことでありますけれども、大体重点産業に重点的にやるという運営方法をとらざるを得ないのだ。そうすると深澤君の今申された食糧自給の問題において、いつまでもこのままにしておくとはいかぬと思ひますので、できるだけ未開発の地方を開発しなければならぬ。特に農林関係においてしかり、農林ばかりではなく、未開発は全体においての未開発なんです、交通面においてもそうです、それがほんとうは財政面から積極的の持つて行くことは望ましいのでありますけれども、なか／＼財政といつたところで、思うように行かぬだらうと思ひます。そこで金融面にお

いても積極的のこれを助成する意味において、何かしら考えようものだ。けれども農業方面においては常に置去りになつておることは、これは国民周知のことであつて、知つておつてやらぬといふことは一体どういふことか。いつも私申し上げるので、あまりこういうことは言いたくないのですけれども、憲法の上にはつきりうたつてあるように、はなはだしく経済面に不平等な地区に對しては、やはり国政の上でこれを考えなければならぬ、こうはつきりうたつてありますので、あえてそれをもつてどういふと論ずるわけじやありませんけれども、少くも憲法にうたつており、そして未開発の地域を開発することによつて、日本の自立態勢が非常に軌道に乗るといふことは、これは私が申し上げるまでもないのであります。今の開発銀行を重点産業にのみお考えになることであれば、これは私が申し上げたような未開発の地区に對しての産業開発的なものを重点に置いて、別にそういうような意味の開発銀行のようなものを設置することは当然であらう。それが日本の自立経済を達成する意味において絶対必要であらうと、こう私は考えております。私は大蔵大臣に御質問申し上げて、はつきりした御答弁を承りたい、こう存じておりますけれども、きのうは早くお歸りになつたので、その機会がありませんので、またあとでお伺ひいたしますが、またその機会はあるかどうかかわりませぬので、きょうは銀行局長にこのことを強く要望いたしておきたいと思ひます。なぜ私はそういうことを言うか。特に東北の経済の不振、そして農業者の経済的

主として食品加工という部門であります。農林水産関係でお貸ししましたものは酪農関係でございますが、酪農関係といいましても、バターをつくるとかミルクを精製するとかいう方にはお貸ししております。あとは水産関係では御承知の通りに南氷洋の漁業船にお貸ししたのと、冷蔵、冷凍設備にお貸ししたということになっております。そのほかにごく小さいものは食品加工等もございますけれども、これは言うに足りないものでありまして、大きいものは南氷洋の漁業、それから冷凍設備が多いのであります。それからさらに本年度は政府の計画のうちに、もう少し小さい漁船の方も、資金の都合がつけばめんどろ、を見てほしいという御意向もあります。ですから農林水産は全然やつていないということではありませんが、原始生産部門の方は貸付の対象に適しないということは、政府も考えておりますし、またわれ／＼の方も考えております。これは主として組合金融でありまして、農林中金の金融の対象になるのが筋だと政府も考えておりますし、私どもも考えております。

○夏堀委員　日本全体に対して七億六千五百万という二階から目録的な融資によつて、ごまかすわけではないでしようが、ないからしやうがないと言われればそれまでですが、やればやれると私は思います。ただそれを輕視するか、重要視するかが問題なのであつて、私はどこまでも食糧という問題では一番重要視しなければならぬと考えております。ただ農業関係、水産関係は、どちらかといへば幾らか水産方面に出しているが、いわゆる大会社、有

力なる水産会社だろうと思ひます。農業者及び多数の漁業者は、政治力が無いといひましようか、そういうようなことで、苦しい立場を政治的に表現すべきその方法と機会を得ないものである。どちらかといへばもうあきらめておるのである。あきらめておることは必要がないということではない。あきらめておるから軽視するのだということは当らない。あきらめておればこそ、はつきりと憲法にうたつておられます通り、国政の上においてこれを何とかめんどろを見てやらなければならぬといふことが政治であると思ふ。私も事務当局にこのようなことを申し上げたところで、名答弁せよといつたところ、なか／＼無理であらうと思ひますが、私はこれは非常に大きな問題であると存じます。そこで私が考えたことは、あとで何かの法案の関連において申し上げたいと存じますが、食糧の自給態勢の確立のために一つの方法も考へております。これは若干の財政からの援助も必要であるかもしれません。考え方によつては、農業、水産の企業の上において——これはほらを吹くわけでもありませんが、私の今考へておることだけでも、大体四、五百万程度の増産ができるのではないかと。しかも大して金がかかるわけではないのです。ただ農業なるがゆえに、あるいは水産なるがために、石炭とか船とかいうこととは違つて、そういうことは困るとおつしやるだらうと存じます。ただそれは、政府の方針が重点産業にこれを出さなければならぬといふために、開港銀行は、今おつしやつたような七億六千五百万円で、まずどうにもならぬ状態であるということを表明し

たのであるが、しかしそれではならぬと思ひます。やはりこれは食糧問題を重点的に取上げなければならぬ。そこでこういう問題について政府と開港銀行の間で、何かもつと積極的、銀行の間で、何かもつと積極的、私が今申し上げたようなことをお話し合ひになつておることがあります。それとも政府の最初の方針は、それは重点産業であるのだ、農業及び漁業は、輕視せよとは言わなくても、まずそれは第二、第三、第四にまわしてもいいのだといふことを、ただそのまゝのみにして運営に當つておるのであるかどうか。これは考えようによつてはどうなるのであります。絶対必要であつたならば財政面から何らかの考へもできましようし、金融措置において何かできると思ひます。けれどもこれは不可能であるといふことを前提にしてやらぬといふことはどうかと思ふ。そこで大体話し合ひをしたことがあるかどうか。これを聞いておきます。

○中村説明員 農業、水産につきましても、先ほど申しましたように、製造工程に入りますると開港銀行の対象になります。原始生産部門におきましても、開港銀行の業務の規定を見ましても、要するに経済再建に必要な設備の新設あるいは補修といふことを対象にしておるのであります。そういうカテゴリーに入らぬ分が非常に多いのであります。それに對しましては、他方に政府資金による金融の道がいろいろあるに存するのであります。これは私の説明の範囲外になります。ただ私の受持ち範囲だけを申し上げます。開港銀行の融資対象につきましては、監督の大蔵省、あるいは全部私の方にまゝとて指示してくだ

さいますところの安本とは、絶えず連絡して意見の交換をしております。が、原始生産部門の農業あるいは水産業について、金融をどうするかという問題にはまだ触れておらぬ、こういうふうに私は承知しております。

○夏堀委員 その通りお話し合ひをしたことはないのである。話し合ひをしたことがないからいふならその意思がないのだ。これははつきりしておる。私が申し上げたことは非常に重要な問題であるといふことを知つておりながら、これを話題にしたことさえないのだといふことは、もう全然政策的に取上げていないのだと解釈してもいいと思ひます。これはあとで大蔵大臣にまたお尋ねいたしますけれども、そういうことがあつてはいかぬと思ふ。開港銀行は何か政府の言うがままに、ただぼんやりしておるということもどうかと思ふので、食糧自給態勢のために必要であつたならば、政府のこれに対する財政面及び金融措置によつて、この程度あれば何とかかつこうが——具体的に申し上げますと、たとえば北海道でも東北でも、何か支店のようなものを設けて、特にこういうような場面を考慮して、運営のうちにお考えになつたかどうかと私は思つておる次第であります。長期信用銀行の発足によつて、勸業銀行あるいは北拓などの運営の状態も若干かわつて来ると思ひます。そういう方面に幾らかでも志しておる銀行が、長期信用銀行の発足によつて、どの程度の積極性を持つて来るかといふことは、これは先ほど申し上げたように、発券銀行としてその債券の消化がはたしてできるかどうか、未

定の問題として御答弁になつておりますけれども、私どもはこれに對して不安を感じる次第であります。片方は、何か今までやつた業務に對して、たとえば勸業銀行、北拓銀行に對しては遠慮するような御方針をとり、片方は積極性を持たないといふことになつたならば、何のためにやつたかわけがわからぬ。そうなりますと、政府がこれに對してほんとうの責任をもつてやるというところの、何かの方法を明示してやらなければならぬと存じます。

○河野(通)政府委員 お示しの点は、大蔵大臣に逐一申し伝えておきます。

それから今の開港銀行の支店を、たとえば北海道であるとかあるいは東北であるとか、そういう地域にどんなに置いて、十分なる活動をさせてはどうかという御意見であります。この点はさういふ私どもも考へております。とりあえず第一着として、北海道におそらく開港銀行の支店が置かれることになると思ひます。今準備を急いでいるような状態でありま。なお新しくできます長期信用銀行につきましても、これが運営は、その目的の達成に遺憾のないように、十分私どもも行政上の指導はして参りたいと思ひます。またその一番大切な資金源の確保の方法につきましては、昨日小山さんの御質問にもお答え申し上げてあるのとおりですが、具体的に数字を申し上げる段階には至つておりませんけれども、極力資金運用部において、これらの債券の消化に努めるといふことを、はつきり私はここで約束できると思ひます。数字はまだ申し上げる段階に至つておりませんが、はなはだ残念であります。こういうことで努力をいたして行きたい。

○夏堀委員 北海道に支店を設置する。それはたいへんけつこうであります。私もそう思つておりました。質問申し上げたので、どうも私東北の出身で自分の方のことを申し上げるのは苦しいのですけれども、東北の不振のために、東北振興といふものが戦前にあつたわけですから、それが敗戦によつて、あちらの指令があつたことでしう。これに對しては國策会社といううなあり方は、再検討を要するなという変なことを言ひ出して、これはしうがないといふことで、運営の上

おいてほとんど停止されているような状態になつております。もと／＼ないことじやなく、東北振興のために東北振興局というもので政府が設けて積極的にやつたことがあつたのが、それが今度は停止になつたので、今申し上げたように娘の身売りもたくさんできたのであるから、北海道もさることながら、さつき私が言つたのは北海道及び東北、あるいは必要があればその他、その意味ですが、経済的にあるいはまた産業的に未開発的な地方にはほとんど支店を設置すべし、そうしてこれに対する資金面は、国会においても大いに協力しなければならぬ、こう私は思うのであります。北海道ばかりでなく、東北及びその他の地区、こういうことでお忘れないように御計画をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 本日は午後一時から本會議が開かれることになつておりますので、これにて散会いたします。次会は明十六日午前十時から開会いたします。

午後零時三十五分散会